

## 審 査 メ モ

## 1 経済産業省特定業種石油等消費統計調査（基幹統計調査）の変更

平成28年1月以降に実施する経済産業省特定業種石油等消費統計調査（以下「本調査」という。）について、調査計画における「報告を求めるために用いる方法」及び「調査対象の範囲等」を以下のとおり変更することとしている。

## (1) 報告を求めるために用いる方法

調査組織について、従前の「経済産業省－経済産業局－報告者」及び「経済産業省－報告者」から「経済産業省（資源エネルギー庁）－民間事業者－報告者」に変更する。

## (審査結果)

「公的統計の整備に関する基本的な計画」（平成26年3月25日閣議決定。以下「第Ⅱ期基本計画」という。）において、エネルギーに関する統計について体系的な整備を行うことが求められている。これを踏まえ、経済産業省は、エネルギーに関する統計の体系的な整備、統計ニーズやエネルギー消費等の現況に即した調査内容の検証、結果データの利活用の促進等につながる体制を整えるため、本調査の調査実施課室を他のエネルギー消費に関する統計調査も実施している資源エネルギー庁に変更した上で、民間事業者に調査業務を委託することとしている。

これについては、限られた統計リソースの活用等の観点からおおむね適当であると考えられるが、第Ⅱ期基本計画において求められているエネルギーに関する統計についての体系的な整備等に資するものとなっているか、また、民間事業者の活用の際に留意すべきとされている点<sup>(※)</sup>を満たすものとなっているか検討する必要がある。

(※) 第Ⅱ期基本計画（抄）

第3 公的統計の整備に必要な事項

2 統計リソースの確保及び有効活用

(5) 民間事業者の活用

厳しい行財政事情の下、限られた統計リソースの有効活用や、地方公共団体及び統計調査員の業務量の負担軽減を図るためには、優れたノウハウやリソースを持つ民間事業者の効果的かつ適正な活用が引き続き重要である。

(中略)

また、民間事業者の活用に当たっては、統計の品質の維持・向上、報告者の秘密保護、信頼性の確保等を前提としつつ、民間事業者の履行能力といった点に留意する必要がある。(略)

【参考】第Ⅱ期基本計画（抄）

別表 今後5年間に講ずる具体的施策

「第2 公的統計の整備に関する事項」部分

項目	具体的な措置、方策等	担当府省	実施時期
2 分野別経済統計の整備 (1) 環境に関する統計の整備	○ エネルギー消費統計については、総合エネルギー統計への組込みに向けて、これまで行ってきた検討により明らかとなった問題点、課題等の解決に取り組むとともに、引き続きデータの精緻化を図る。	資源エネルギー庁	平成26年度から実施する。
	○ 上記の検討を踏まえ、エネルギーに関する統計について体系的な整備を行い、基幹統計の範囲について検討を行う。		平成29年度末までに結論を得る。

(論点)

<① 調査組織（調査系統）の変更関係>

- 1 現在の調査系統が、調査対象によって「経済産業省－経済産業局－報告者」及び「経済産業省－報告者」と2系統となっている理由は何か。特に、地方支分部局である経済産業局の役割は何か。また、今回の変更で、地方支分部局経由の調査系統を廃止することは問題ないか。
- 2 本調査の民間委託に当たって、第Ⅱ期基本計画において民間事業者の活用の際に留意する必要があるとされている、①統計の品質の維持・向上、②報告者の秘密保護、③信頼性の確保等及び④民間事業者の履行能力について、どのような対応を考えているのか（経済産業省において、現在、調査業務を民間委託している統計調査として主にどのようなものがあるのかなども提示いただきつつ、ご説明願いたい）。さらに、民間委託を前提として、事務作業等を的確に実施する観点から、工夫等を行っていることはないか。
- 3 現在の調査の実施スケジュール（調査票の配布・回収、督促、審査、集計、公表等）はどのようになっているのか。また、今回の変更案において、地方支分部局経由の調査を廃止し、かつ民間事業者を活用することとしている中、調査の実施スケジュールはどのようになるのか。さらに、月次調査の即時性の観点から、公表の早期化の余地はあるか。
- 4 調査実施部局を「資源エネルギー庁」に変更する理由は何か。また、これに伴い、具体的にどのようなメリットが期待できるのか。特に、第Ⅱ期基本計画において求められているエネルギーに関する統計についての体系的な整備等との関係で、今回の変更は、現在実施している他のエネルギー消費に関する統計との関係で、どのような位置づけや意味合い等を有することとなるのか。

<② 第Ⅱ期基本計画に係る今後の展開関係>

- 1 第Ⅱ期基本計画では、平成26年度から、エネルギー消費統計については、総合エネルギー統計への組込みに向けて引き続きデータの精緻化を図るための検討を行い、当該検討結果を踏まえ、平成29年度末までに、エネルギーに関する統計について体系的な整備を行い、基幹統計の範囲について結論を得ることとされている。当該指摘事項に対応するため、平成26年度はどのような検討を行っているのか。また、今後どのような対応をしていくこととしているのか。有識者等から構成される研究会等の活用を考えているのか。さらに、平成29年度末に向けた今後の検討のスケジュールはどのように想定しているか（取組イメージが分かるように、現時点において平成27年度～29年度の各年度に取り組むこととしている事項等を説明願いたい。）。

(2) 調査対象の範囲①

調査票第7号（鉄鋼）の調査対象の範囲について、これまで、鉄鋼を生産品目とし、各種鉄鋼製品を生産する全ての事業所と記載していたものを、調査の実態に合わせて、別添のとおり、各種生産品目を生産する全ての事業所に変更する。

(審査結果)

調査票第7号（鉄鋼）の調査対象の範囲については、調査実施者が昭和56年の調査開始当初から定義しているものであるが、実際に調査を実施している範囲よりも広く設定されていたことから、今回、調査の実態に合わせたより正確な記述に改めるものであり、おお

むね適当であると考えるが、調査実態上の調査対象の範囲が適当なものを含め検討する必要がある。

(論点)

- 1 現行の記載内容になった経緯等は何か。また、調査票第7号(鉄鋼)の調査対象の範囲はどのような考えや基準に基づいて画定しているのか。
- 2 調査票第7号(鉄鋼)において、調査実態上で対象外とされており、今回の記載の変更により、明示的に調査対象外とされた事業所は、どのような事業所なのか。(具体的な生産製品や事業所規模等をご説明いただきたい。)また、これらの事業所について調査を実施しない理由は何か。

(3) 調査対象の範囲②

調査計画(別表)において、調査票第9号(機械器具)の生産品目の「電子計算機及び関連装置並びに電子応用装置」の記載を「電子計算機及び情報端末並びに電子応用装置」に変更する。また、調査票第1号(パルプ・紙・板紙)、同第3号(化学繊維)、同第5号(窯業・土石製品)、同第6号(ガラス製品)、同第8号(非鉄金属地金)及び同第9号(機械器具)の調査の範囲の「従業者」の記載を「従事者」に変更する。

(審査結果)

経済産業省生産動態統計調査(経済産業省が所管する基幹統計調査)の調査計画における表現振りに合わせるために、変更するものであり、おおむね適当と考えるが、調査対象の範囲等に影響がないか検討する必要がある。

(論点)

- 1 機械工業の生産品目について「関連装置」の記載を「情報端末」に、パルプ・紙工業等の調査の範囲について「従業者」の記載を「従事者」に、それぞれ変更する経緯や理由は何か。また、記載を変更することにより、定義が変更したり、調査対象の範囲が変動したりすることはないのか。(経済産業省生産動態統計調査において変更した経緯や理由をもとに、ご説明願いたい。)

2 統計審議会諮問第285号の答申(平成14年8月9日付け統審議第8号)における「今後の課題」への対応状況について

本調査については、統計審議会諮問第285号の答申時において、検討課題として指摘された以下の事項に関し、調査実施者である経済産業省における対応状況の適否等について検討する必要がある。

ア 地域別等の結果の公表

構造統計調査の中止により提供されなくなる地域別等の結果については、その推計方法、推計の基礎となるデータの所在等の情報を提供するなど利用者の利便を図るほか、補完的な資料として、動態統計調査<sup>(※)</sup>の1年分のデータを活用することにより都道府県別、経済産業局別の集計結果を「石油等消費動態統計年報」で公表する必要があること。

(※)本調査は、平成14年調査まで、年次調査の石油等消費構造統計調査と月次調査である石油等消費動態統計調査から成る調査であった。

#### イ 定期報告を活用した統計の作成

平成14年5月に改正された「エネルギーの使用の合理化に関する法律」（昭和54年6月法律第49号）においては、製造業等のほかオフィスビル、大型小売店舗等の民生業務部門についても、エネルギー消費の多い工場又は事業場に対し、年1回のエネルギー消費に関する定期報告を義務付けており、この定期報告によりエネルギー消費に関する業種横断的なデータが得られることから、当該定期報告を活用した統計の作成を検討する必要があること。

#### (審査結果)

##### <ア関係>

経済産業省は、平成15年度以降、「石油等消費動態統計年報」（答申直後の平成14年に係る年報は平成15年7月に公表）において、地域別統計として都道府県別エネルギー消費量の集計結果を公表しており、本検討課題への対応として、適当であると考えているが、公表内容について検討する必要がある。

##### <イ関係>

経済産業省は、平成23年度以降、経済産業省（資源エネルギー庁）が委託事業により毎年度実施している「エネルギー使用合理化促進基盤整備事業」の報告書の中に、「エネルギー使用の合理化等に関する法律」の定期報告結果を活用した集計表を掲載しており、本検討課題への対応として、適当であると考えているが、当該集計表の内容について検討する必要がある。

#### (論点)

##### <ア関係>

- 1 直近の「石油等消費動態統計年報」の概要はどのようなものか。また、同年報において、都道府県別及び経済産業局別エネルギー消費量に係る集計表は具体的にどのような形で公表されているのか。当該集計表の公表を引き続き実施することにより、エネルギー政策に関する施策の基礎資料として、どのような利用ニーズや有用性等が期待できるものと考えているか。

##### <イ関係>

- 1 本検討課題への対応が平成23年度からとなった要因は何か。
- 2 「エネルギー使用合理化促進基盤整備事業」とはどのようなものであり、直近の報告書の概要はどのようなものか。また、本定期報告を活用し、どのようなことが分かるのか。さらに、エネルギー政策に関する施策の基礎資料として、どのような利用ニーズや有用性等が期待できるものと考えているか。

### 3 その他

#### <オンライン調査の推進について>

本調査は、郵送及びオンラインによる自計報告で実施されているが、第Ⅱ期基本計画の別紙において、「統計調査の実施計画を企画する際、オンライン調査を（中略）導入している調査はオンラインによる回収率の向上方策について事前に検討する。」とされている。上記の指摘事項に関する対応状況等について検討する必要がある。

## (審査結果)

オンライン調査については、報告者負担の軽減や利便性の向上、正確な統計作成など多くのメリットがあり、第Ⅱ期基本計画における指摘事項をも踏まえ、オンライン調査の推進にこれまで以上に取り組むことが求められているものとする。

このような中で、本調査におけるオンライン調査の利用率は、約70%と一定の利用状況がみられ、おおむね適当であるとするが、調査対象が大規模事業所に限られており、また月次調査という点も考慮すれば、利用実績を更にあげる余地はあると考えられ、オンラインによる回収率の向上方策に関する対応状況等について検討する必要がある。

## (論点)

- 1 最近（3か年度）の調査票の回収状況（回収率、オンライン利用率等）は調査票ごとにどのようなになっているか。
- 2 オンライン調査の推進を図るため、これまでどのような取組を行ってきたのか。その効果などはどうだったのか。また、調査票ごとの利用率等の現況を踏まえ、オンライン利用する報告者を増やしていくため、どのような対策や取組を行うこととしているのか。

【参考】第Ⅱ期基本計画（抄）

「第3 公的統計の整備に必要な事項」部分

項目	具体的な措置、方策等	担当府省	実施時期
1 統計作成の効率化及び報告者の負担軽減 (3) オンライン調査の推進	○ 統計調査の実施計画を企画する際、オンライン調査を導入していない調査は導入の適否、導入している調査はオンラインによる回収率の向上方策について事前に検討する。	各府省	平成26年度から実施する。

(以上)

調査票第7号(鉄鋼業)における調査対象範囲の記載の訂正

